	取扱業務	住所電話番号	华华	取扱業務	住所電話番号
士会紛争解決センター	民事に関する紛争 (全般)	札幌市中央区北一条西10丁目 011-251-7730	岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争(全般)	岐阜市端詰町22番地 058-265-0020
書士会ADRセンター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	札幌市中央区大通西13丁目4番地 011-272-0090	静岡県弁護士会あつせん・仲裁センター		
会北海道ADRセンター*	敷金返還等に関する紛争	札幌市中央区北一条西10丁目1番6北海道行政書士会館 011-221-1221	静岡支部 近秋寺部	民事に関する紛争(全般) 民事に関する紛争(全般)	静岡市葵区追手町10-80 054-252-0008
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	青森市長島3丁目5番16号 017-776-8398	沼津支部	たずに関する紛争(全般)	
士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	盛岡市大通1丁目2番1号サンビル2階 019-651-5095	静岡県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	静岡市駿河区稲川1丁目1番1号 054-282-8741
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	仙台市青葉区春日町8番1号 022-263-6755	愛知県弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	名古屋市中区三の丸1丁目4番2号 052-203-1777
ADRセンター宮城*	敷金返還等に関する紛争	仙台市宫城野区榴岡4丁目5番22号 022-797-9701	愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センタ	ネー* 民事に関する紛争(全般)	岡崎市明大寺町字道城ケ入34番地10 0564-54-9449
士会紛争解決支援センター	民事に関する紛争(全般)	仙台市青葉区一番町2丁目9番18号 022-223-1005	愛知県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 052-683-6683
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	秋田市山王6丁目3番4号 018-824-0187		不動産賃貸借に関する紛争	
護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争(全般)	山形市七日町2丁目7番10号NANABEANS 8階 023-635-3648	行政書士ADRセンター愛知*	敷金返還等に関する紛争	名古屋市東区葵1丁目15番30号 052-908-3021
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	山形市小白川町1丁目16番26号 023-623-7054	行政書士ADRセンター三重*	敷金返還等に関する紛争	三重県津市広明町328番地 059-253-3760
護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争(全般)	福島市山下町4番24号 024-534-2334	滋賀弁護士会和解あっせんセンター	民事に関する紛争(全般)	大津市梅林1丁目3番3号 077-522-3238
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	福島市新浜町6番28号 024-534-7502	滋賀県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	大津市末広町7番5号 077-525-1093
ADRセンター福島*	敷金返還等に関する紛争	都山市堂前町10番10号 024-973-7161	京都弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	京都市中京区富小路通丸太町下ル桝屋町1番地 075-231-2378
書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	水戸市五軒町1丁目3番16号 029-225-0111	京都司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (全般。ただし 登記手続き関連の家事事件以外の家事事件を除く) 京都市中京区 柳馬場 浦東川	家事事件以外の家事事件を除く) 克都市中党区如馬場通事 FIV 5 丁目232番地の1 075-251-8741
護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	宇都宮市明保野町1番6号 028-689-9000	公益社団法人民間総合調停センター*	民事に関する紛争(全般)	
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	宇都宮市幸町1番4号 028-614-1122	行政書士ADRセンター大阪*	敷金返還等に関する紛争	
士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	前橋市大手町3丁目6番6号 027-234-9321	*ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号 048-862-6600	大手ボニなーながずなべ こくて 下乗回ご 注書十 今間位 ナンケー*	となずに対す。9/10 子(エ・バノ) では、11 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
士会示談あっせん・仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	さいたま市浦和区高砂4-2-1浦和高砂パークハウス1階 048-710-5666	大甲ボロ/万里上対影/P·ビングー・ 一学事士 A PD ナンケー F F F F	大争に対する数字(数字の7回数3)140万元以下)書人(11年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年1	
ADRセンター埼玉*		さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号 048-833-1132	行攻击TADKセノダー共軍。 十十七七罪・ヘイギ・・・・・		
書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	千葉市美沃区幸町2丁目2番1号 043-246-2666		民事に関する紛争(全般)	
十一会会の表によった。	民事[二閏才之紛争 (全船)	子代田区館水園11日1番3号件灣十分館6階 03-3581-0031	和歌山井護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	
コ 女型 予 年 次 に 大 が 一 女 調 十 今 小 報 ナ シ ク ー	万事に対するがず(土政) 戸事に開ナ之幼会(人命)	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	鳥取県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	鳥取市西町1丁目314番地1 0857-24-7013
ナ豚 上京 王 教 七 / ゲー /	に事に到 8 の初 中 (王坂)	十七四人	岡山弁護士会岡山仲裁センター	民事に関する紛争(全般)	岡山市北区南方1丁目8番29号 086-223-4401
井闌士 会報 在 パター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	民事に関する 約 争 (全般) 	千代田区霞か関1丁目1番3号并護士会贈9階 03-3581-2249	広島弁護士会仲裁センター	民事に関する紛争 (全般)	広島市中区上八丁堀2-73 082-228-0230
青土牧闘令センダー*	氏事に関する紛争(全般)	新宿区四谷本塩町4番37号 03-3353-8844	広島司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	広島市中区上八丁堀6番69号 082-221-5345
ADRセンター東京*	敷金返還等に関する紛争	目黒区青葉台3丁目1番6号行政書士会館 03-5489-7441	山口県弁護士会仲裁センター	民事に関する紛争 (全般)	山口市黄金町2-15 083-922-0087
-&/	民事に関する紛争 (全般)	中央区八丁堀4丁目11-7神谷ビル601 03-6277-8384	山口県司法書士会調停センター	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	山口市駅通り2丁目9番15号 083-924-5220
法人たいター紛争解決委員会	重要消費者紛争(消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要であるもの) 港区高輪31目1	争のうち、その解決が全国的に重要であるもの) 	行政書士ADRセンターやまぐち*	敷金返還等に関する紛争	山口市惣太夫町2番2号 083-976-5835
h : *			香川県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	高松市西内町10番17号 087-821-5701
*		港区虎ノ門4-3-2城山トラストコート E-1211 080-7960-3989	行政書士ADRセンター香川*	敷金返還等に関する紛争	高松市林町2217番地15 087-867-3722
弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)		愛媛弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	松山市三番町4丁目8番地8 089-941-6279
司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	横浜市中区吉浜町1番地 045-641-1553	福岡県弁護士会紛争解決センター* 宮田県 弁轄士 今館	5.0多个/多7/2011	
ADRセンター神奈川*	敷金返還等に関する紛争	横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル7階 045-577-6322	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	た事に関する初争(主般) 民事に関する紛争(全般)	
護士会示談あっせんセンター	民事に関する紛争 (全般)	新潟市中央区学校町通1番町1番地 025-222-5533	く 当本が 幸相談センター	氏事に対する約事(全般)	
法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	新潟市中央区笹口1丁目11番地15 025-244-5121	歯型県司法事士牧ADKセンター*	民事に関する紛争 (全般)	
ADRセンター新潟*	敷金返還等に関する紛争	新湯市中央区笹口3丁目4番地8 025-248-1038	佐賀県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	
護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	富山市長柄町3丁目4-1 076-421-4811	熊本県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争 (全般)	
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	富山市神通本町1丁目3番16号エスポワール神通3階 076431-9332	熊本県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	
士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	金沢市丸の内7番36号 076-221-0242	大分県司法書士会關停センター*	民事に関する紛争 (全般)	- 1
護士会民事紛争処理センター	民事に関する紛争(全般)	甲府市中央1丁目8番7号 055-235-7202	宮崎県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	
法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下)	甲府市北口1丁目6番7号 055-253-6900	鹿児島県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争 (全般)	鹿児島市易居町2番3号 099-226-3765
護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	長野市菱科432番地 026-232-2104	鹿児島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	鹿児島市住吉町13番1号 ハーバーフロントビル4階 099-248-8270
法書士会調停センター*	民事に関する紛争 (紛争の価額が140万円以下)	長野市大字南長野妻科399番地1 026-232-7492	沖縄弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争 (全般)	那覇市松尾2丁目2番26-6号 098-865-3737
政事士紛争解決センター*	教金返還等に関する紛争	長野市南県田1009-3 026-224-1300		*:法務大臣の認証を受けたAD	*:法務大臣の認証を受けたADR機関(法務省HP、日本弁護士連合会HP、国民生活センターHPより)
	The facility of the last statements				

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル/ でお困りの借主や貸主のみなさまへ



本パンフレットは、民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルを抱えている借主、貸主のみなさまに裁判以外に紛争を解決する方法として、民間賃貸住宅分野の裁判外紛争解決手続(ADR)を紹介するものです。

国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争としては、主に次のようなものがあげられます。



>> ADRによる紛争の解決策

トラブルは解決したいが、 裁判までするには大げさな 感じがする。

また、裁判になれば時間や 費用もかかってしまいそうな ので、そこまでは踏み切れない。



このような場合に、裁判以外の方法でさまざまな民事上のト ラブルを解決する方法があります。これが、「裁判外紛争解決手 続(=ADR*)」と呼ばれるものです。ADRが訴訟(裁判)と異な る点は、ADRの場合、紛争の解決に必ず当事者同士の合意が 必要であるということです。合意の種類には、『調停・あっせん』 と『仲裁』があります。

*ADR:「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手続」)の略称で あり、我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれています。

調停・あっせん

調停・あっせんは、当事者間の 自主的な紛争解決のために、調停 人、あっせん人が中立的な第三者 として仲介し、トラブルの解決に ついての合意ができるように、話 し合いや交渉を進め、利害を調整 したりする手続です。ちなみに「調 停」と「あっせん」はほぼ同じ意味 で使われています。

仲裁

仲裁は、当事者同士が紛争に ついて第三者である仲裁人の判 断に委ね、その判断に拘束される ことを合意した上で(仲裁合意) 進められる手続です。

仲裁による判断は、裁判の判 決と同じ効力があり、当事者は拒 否することができません。

相談

よりよい解決方法のアドバイスをADR機関 等の専門知識を有する機関が行っている場 合があります。まず相談してみましょう。



注)「仲裁」「相談」については、全てのADR機関で実施しているものではありませんので、実施に ついては各機関にお問い合わせください。

〉〉 ADRの特徴

専門家のサポートが受けられます



トラブルの内容に応じて、 専門的な知識・経験を持つ 弁護士、司法書士、行政書 士などが解決のサポートを します。



プライバシーが守られます

ADRでは、解決まで の過程及び結論は原則 として公開されません。



双方が納得できる解決をサポートしてもらえます

中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分 に聴いた上で、お互いに納得できる解決策をいっしょに考え、お互 いの合意が得られる妥協点を探ります。このため、裁判のように法 律を適用し紛争を解決するということよりも、当事者同士の対話を 大切にし、紛争の実情に即した解決が期待できます。



利用にあたっては事前に説明が受けられます

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を 行うADR機関*は、利用者に対し、事前に手続きの内容、進 め方、費用等について、説明すること

が法律で義務付けられています。

ADR機関を利用するか否かは、 この説明を聞いた上で、判断す ることができます。

裁判に比較し短期間の交渉で解決できます

裁判と異なり、当事者の合意 によって、柔軟かつスピーディー に進めることが可能であり、 その分、紛争解決に要す る期間が短く、費用も抑 えることができます。



※ADR機関の中でも、法務大臣によりその業務について認証を受けた機関が行う場合には、時効中断効が認められている、 調停前置の原則を例外とできるなど、ADR手続きの利用促進が図られています。

▶ 調停・あっせんの手続きの流れ

ADR機関によって手続きの流れが異な る場合がありますが、一般的な流れは、 次のとおりです。





